新聞掲載記事より

《 長崎新聞　令和７年７月28日朝刊より 》

※新聞記事のレイアウトを変更しております。

医療制度Q&A

後期高齢者の「資格確認書」

暫定措置で全員に交付

マイナ保険証持つ人にも

【質問】後期高齢者医療保険の被保険者です。マイナ保険証の登録をしていませんが、「資格確認書」が送られてくるのでしょうか。

（78歳、男性）

【回答】昨年12月2日以降の保険証（被保険者証）の新規での交付終了を受けて、マイナ保険証を基本として保険証の資格確認を行うこととなりました。マイナ保険証への移行が済んでいない方に対しては「資格確認書」が個別に送られてきています。

後期高齢者の方は、この7月31日で有効期限が切れます。暫定的な運用として、8月1日から来年7月31日までは、マイナ保険証の手続きを行っている、いないにかかわらず、全ての被保険者に「資格確認書」が送られることとなりました。もう既にお手元に届いているかと思います。届いていない方はお住いの市町にお尋ねください。医療機関を受診する際は、マイナ保険証、または資格確認書のいずれかを提示していただいて構いません。

昨年8月1日から今年7月31日の期間に、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の新規交付も終了していますが、今回送られてくる資格確認書には限度区分が併記されています。認定証がなくともこれまで通り限度額の適用を受けることができますので安心してください。もし旧来の保険証や限度区分を併記していない資格確認書を利用する場合は、資格確認交付兼任意記載事項併記申請書を提出することで限度区分を併記した資格確認書が交付されます。

今回の措置は後期高齢者医療保険の被保険者に対してです。その他の健康保険の被保険者の方は、マイナ保険証を登録している人には資格確認書は送付されませんので間違わないでください。

厚生労働省は今後、順次失効する国民健康保険の保険証について、被保険者番号などで資格確認をすることを前提に、失効した保険証を提示した患者でも、所定の負担割合で受診することを容認することを来年3月までの暫定的な措置とする方針を決定しています。失効した保険証であっても、その券面に記載してある被保険者番号でオンラインシステムを利用し資格情報を照会することが可能です。

現在も利用可能な資格情報であれば所定の負担割合で受診可能ですので、体調が悪い時はちゅうちょすることなく受診してください。資格情報が変わっている場合はいったん窓口にて全額自費払いとなりますが、後日、資格が確認できれば所定の負担割合での再精算が可能となります。

保険証、資格確認書は必ず窓口で提示してください。

（県医師会）

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852－8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q＆A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。